



平成 17 年 8 月 24 日

各 位

会 社 名 アステラス製薬株式会社
代 表 者 代表取締役社長 竹中 登一
コード番号 4503
(URL <http://www.astellas.com/jp>)
東証・大証・名証(各第一部)、札幌
決算期 3月
問合わせ先 広報部長 田中 昭弘
Tel:(03)3244-3201

新株予約権(株式報酬型ストックオプション)の割当てに関するお知らせ

アステラス製薬株式会社(本社:東京、社長:竹中 登一)は、本日開催の当社取締役会において、商法第280条ノ20、第280条ノ21および平成17年6月24日開催の当社第92回定時株主総会決議に基づき、当社の取締役および執行役員への企業価値向上への意欲や士気を高めることを目的として、平成17年8月31日に当社取締役および執行役員に対し「株式報酬型ストックオプション」として新株予約権を無償で発行することに関し、具体的内容を下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の名称

アステラス製薬株式会社2005年8月発行新株予約権(株式報酬型ストックオプション)

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 104,800株

なお、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。

3. 発行する新株予約権の総数

1,048個

4. 新株予約権の発行価額および発行日

発行価額は無償とし、発行日は2005年8月31日とする。

5. 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

6. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額

104,800円

7. 新株予約権を行使することができる期間

平成17年9月1日から平成37年6月24日まで

8. その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日(以下、「権利行使開始日」という。)以降、10年間に限り、新株予約権を行使できるものとする。

上記に関わらず、新株予約権者は以下のア)イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。

ア) 新株予約権者が平成36年6月24日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
平成36年6月25日から平成37年6月24日

イ) 権利行使開始日の前後に拘わらず、当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合

当該承認日の翌日から15日間

各新株予約権の一部行使はできないものとする。

9. 新株予約権の消却事由および消却の条件

新株予約権者が新株予約権の全部又は一部につき権利を行使することができなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

当社は、いつでも、当社が取得し保有する新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

11. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求があるときに限り発行する。

12. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合において当該株式の発行価額中資本に組入れる額

資本に組入れる額は1円とする。

13. 新株予約権の行使により新たに当社普通株式を発行する場合における利益配当の計算

新株予約権の行使により当社が新株を発行する場合における新株に対する最初の利益配当金または中間配当金は、新株予約権の行使が毎年4月1日から9月30日までになされたときは当該年の4月1日に、毎年10月1日から翌年3月31日までになされたときは当該年の10月1日に、それぞれ当該株式の発行があったものとみなしてこれを支払う。

14. 新株予約権の行使請求受付場所

当社人事部(またはその時々における当該業務担当部署)

15. 新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社三井住友銀行東京営業部(またはその時々における当該銀行の承継銀行もしくは当該支店の承継支店)

16. 割当先の概要

当社取締役および執行役員の合計32名に割当てる。

以上